

第6章 整備

第1節 整備の基本方針

旧沼津御用邸苑地の本質的価値を適切に保存するとともに、効果的な活用を図るために必要な整備を実施する。

①松林の保全をするための整備

管理計画に基づく整備を行う。主にクロマツの生育環境を整えることが重要である。林床は、富栄養化を防ぐために定期的に落ち葉かきを行い、芝生地については芝刈りを行う。また、大枝の落下や倒伏などを防ぐために定期的に危険度診断を行い、必要な対策を施す。さらに、極陽樹であるクロマツは他の樹種よりも立木密度を低くする必要があるため、立木密度に関しては、樹高に応じて樹木間を適正な距離を保つ必要がある。そのためには、^{※1}相対幹距比の考え方にに基づき必要であれば徐間伐または補植を行っていく。

②眺望景観を保全するための整備

通景を確保する。名勝としてふさわしい眺望景観を意識した松林の維持管理を行う。また、展望地点を確保するための整備を行うなど、牛臥海岸高潮対策事業による影響を最小限に留め、名勝としての価値を高める整備を行う。

③御用邸時代の建造物・構造物を保存するための整備

極力原型に忠実な改修を行う。建築当時の資料収集や改修履歴の確認など事前調査が重要である。また、東西附属邸や厩舎などは貸会議室、展示施設や喫茶室等として活用していることから耐震診断や詳細な建物調査を行う必要がある。調査結果から優先的に改修しなければならない箇所を特定する。有識者の助言に基づき、特に活用している建造物については計画的な工事が求められる。使用していないまたは非公開としている建造物等についても、活用を視野に入れた整備を行う。

④旧沼津御用邸苑地を活用するための整備

案内・解説機能を充実させるため、既存サインの整理を行い、苑地全域のサイン計画を策定する。また、利用者が快適に過ごせるように、四阿やトイレ、苑路や歩道などの公園施設の整備を行う。

※1：相対幹距比

幹距とは林分における4方向の隣接木との平均距離である（前後左右、斜面であれば上下左右、あるいは東西南北の4方向）。相対幹距比とは樹高に対する幹距の比率（幹距÷樹高）である。スギ林の場合、相対幹距比は0.2、落葉広葉樹林の場合、0.25、マツ林の場合、0.3程度とされている。

例えば、林冠構成木（亜高木や低木は含まない）の平均樹高が20mの場合、スギ林： $20\text{m} \times 0.2 = 4\text{m}$ 。1本あたりに必要な面積は $4\text{m} \times 4\text{m} = 16\text{m}^2$ 。1ha当たりの本数は $10,000\text{m}^2 \div 16\text{m}^2/\text{本} = 625$ 本落葉広葉樹林：同様に $20\text{m} \times 0.25 = 5\text{m}$ 。 $5\text{m} \times 5\text{m} = 25\text{m}^2$ 。 $10,000\text{m}^2 \div 25\text{m}^2/\text{本} = 400$ 本

マツ林： $20\text{m} \times 0.3 = 6\text{m}$ 。 $6\text{m} \times 6\text{m} = 36\text{m}^2$ 。 $10,000\text{m}^2 \div 36\text{m}^2/\text{本} = 278$ 本